

宅地建物取引士変更登録申請書について

(H28.4)

宅地建物取引士として登録を受けている者は、次の登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく変更登録を申請しなければなりません。

提出部数： 1 部	
提出先： 山梨県県土整備部建築住宅課企画担当 甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階（H27.3月に県民会館から移転しました） （お車でお越しの方は、県庁構内駐車場に駐車することができます。守衛に「建築住宅課」と申し出てください） 郵送可（取引士証を同封する場合は簡易書留）	
受付時間： 持参の場合 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後12時 ・ 午後1時～午後5時15分	
変更内容	提出書類
氏名の変更	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 戸籍抄本又は謄本1通（変更年月日記載のもので、新姓・旧姓のつながりがわかるもの） 取引士証を持っている場合、取引士証の書換が必要になります。 変更登録後、宅建協会へ「取引士証書換交付申請書」を提出してください。
住所の変更	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 住民票抄本1通（個人番号の記載がなく、かつ住所変更年月日がわかるもの） やむを得ず、個人番号の記載されている住民票を添付する場合には、恐れ入りますが、黒の油性マーカー等で個人番号をご自身でマスキング（塗りつぶし）して添付してください。 市町村合併等による住所変更は「住居表示通知書」（市町村発行）で対応可能 住所が複数回変更されている場合には、住民票抄本を 戸籍の附票 に代えることで手続き可能 取引士証（現に有効な取引士証を持っている場合、裏書訂正します） 取引士証を郵送する場合は、 簡易書留代金分（392円）の切手を貼付した定形の返信用封筒を同封 してください。
本籍の変更	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 戸籍抄本1通（本籍変更年月日がわかるもの）
勤務先の変更	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 雇用証明書、退職証明書（様式は任意）

勤務先の変更における雇用・退職証明書以外の添付書類は、**発行日から3ヶ月以内のもの**。
訂正が必要な場合がありますので、来庁する場合には、印鑑持参をお願いします。

お問い合わせ・提出先

〒400-8501
甲府市丸の内1-6-1 別館3階
山梨県県土整備部建築住宅課企画担当
TEL 055-223-1730

勤務先の雇用証明書・退職証明書（例）

雇用証明書（例）

氏名 山梨 太郎

生年月日 昭和 年 月 日

上記の者は、平成 年 月 日をもって当社に入社し、現在に至っていることを証します。

平成 年 月 日

山梨県甲府市丸の内1 - -

株式会社

山梨県知事免許（ ）第 号

代表取締役

代表
取締役
印

退職証明書（例）

氏名 山梨 太郎

生年月日 昭和 年 月 日

上記の者は、平成 年 月 日をもって当社を退職したことを証します。

平成 年 月 日

山梨県甲府市丸の内1 - -

株式会社

山梨県知事免許（ ）第 号

代表取締役

代表
取締役
印